

入札参加の皆様へ

赤磐市

入札制度の改正について（お知らせ）

下記のとおり、入札制度を改正しましたのでお知らせします。

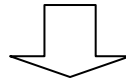
記

1 赤磐市建設工事等最低制限価格取扱要領の改正

(1) 最低制限価格基準率の算定方法の変更

変更前

$(\text{直接工事費} \times 0.95 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + \text{現場管理費} \times 0.7 + \text{一般管理費} \times 0.3) \div \text{工事価格 (小数点第3位以下を切り捨てた率)}$



変更後

$(\text{直接工事費} \times 0.95 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + \text{現場管理費} \times 0.8 + \text{一般管理費} \times 0.3) \div \text{工事価格 (小数点第3位以下を切り捨てた率)}$

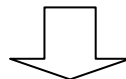
第4条第2項の変更

特別なものについては、前項の規定にかかわらず 0.7 とすることができる。

(2) 最低制限価格の算定方法の変更

変更前

$\text{予定価格から消費税及び地方消費税相当額を除いた額} \times (\text{基準率} - (0.004X + 0.004Y))$



変更後

$\text{予定価格から消費税及び地方消費税相当額を除いた額} \times (\text{基準率} - (0.002X + 0.002Y))$

(3) 施行年月日

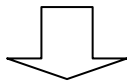
平成24年9月5日から施行し、施行日以降に公告又は指名通知する建設工事について適用。

2 赤磐市建設工事入札に係る低入札価格調査実施要綱の改正

(1) 審査基準価格の変更

変更前

- (1) 直接工事費の額に10分の9.5を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の7を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に10分の3を乗じて得た額



変更後

- (1) 直接工事費の額に10分の9.5を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に10分の3を乗じて得た額

(2) 施行年月日

平成24年9月5日から施行し、施行日以降に公告又は指名通知する建設工事について適用。